

原子力災害対策特別措置法に基づく文部科学大臣の処分に係る審査基準等

平成18年5月23日制定

文 部 科 学 大 臣 決 定

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づく文部科学大臣の処分に係る審査基準及び標準処理期間は、別表のとおりとする。

(別表)

条文	内容	審査基準	標準処理期間
第11条第5項	放射線測定設備の性能に係る検査	基準は、原子力災害対策特別措置法施行規則第11条第3号に規定されている。	検査終了後30日間